

2021年1月14日（木）  
愛知県教育委員会保健体育課  
振興・保健グループ  
担当 齋藤、山下  
内線 3921、3922  
ダイヤル 052-954-6793  
愛知県民文化局私学振興室  
認可グループ  
担当 藤井、長井  
内線 2377、2470  
ダイヤル 052-954-6188

## 緊急事態措置を受けた県立学校等の対応について

令和3年1月13日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。

これを受け、愛知県教育委員会として、緊急事態措置を受けた県立学校の対応を本日付で別添1のとおり、各教育事務所経由市町村教育委員会及び県立学校に通知しましたので、お知らせします。

また、私立学校についても、本日付で県民文化局私学振興室から別添2のとおり通知しました。

2 教保第 8 4 7 号

令和 3 年 1 月 1 4 日

各教育事務所長・支所長  
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

## 緊急事態措置を受けた県立学校の対応について（通知）

このたび、令和 3 年 1 月 1 3 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、別紙 1 のとおり緊急事態措置が知事から発出されました。

これを受け、県教育委員会として、県立学校の対応を別紙 2 のとおりとしますので、適切に対応してください。

なお、本県の地域の感染レベルを「レベル 3」に引き上げ、併せて、令和 2 年 9 月 1 5 日付け「教育活動の実施等に関するガイドライン」で示した「地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染症対策」については、別紙 3 のとおり改訂します。

また、今後の県内の感染状況や国の通知等を踏まえた上で、この対応を変更する場合には、改めて通知します。

教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、参考としていただくよう周知してください。

担当 保健体育課振興・保健グループ（山下）  
電話 052-954-6793（ダイヤルイン）  
担当 保健体育課学校体育グループ（松浦）  
電話 052-954-6825（ダイヤルイン）  
担当 高等学校教育課教科・定通指導グループ（近藤）  
電話 052-954-6787（ダイヤルイン）  
担当 義務教育課教科指導・人権教育グループ（野田）  
電話 052-954-6799（ダイヤルイン）  
担当 特別支援教育課指導グループ（尾野）  
電話 052-954-6799（ダイヤルイン）

# 「緊急事態宣言」発出にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

10月末に始まった新型コロナウイルス感染症の第三波は、11月以降も拡大を続け、全国的にも、12月に首都圏を中心に新規陽性者数が過去最多の状況が継続し、各地で医療提供体制のひっ迫が深刻化しており、1月7日には首都圏1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されました。

愛知県においても、第三波を克服するため、県内全ての医療機関と協力して検査体制を強化するほか、入院病床を1,102床+ $\alpha$ に増床し、医療提供体制の確保に全力をあげるとともに、1月7日から、緊急事態宣言に準じた措置として、県民の皆様及び事業者の皆様へ、不要不急の外出自粛や営業時間短縮要請を2月7日まで延長するなど「特にお願ひする感染防止対策」をお願ひし、オール愛知で感染防止対策を全力で推進しています。

しかし、新規陽性者数は、1月7日に過去最多となる431人を記録し、入院患者数も12月28日に600人を、1月12日には700人を超え増加を続けるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、岐阜県はじめ7府県に対し、緊急事態宣言の発出が決定されました。

このため、本県では、国の基本的対処方針に基づき、下記により、直ちに緊急事態措置を講じることとし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請及びイベントの開催制限については、4日間の周知期間を経た1月18日から実施することといたします。

医療提供体制を堅持し、県民の皆様のかげがえのない生命と健康を守るため、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業の皆様と一丸となって、感染防止対策を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、強くお願ひします。

1. 対象区域 **愛知県全域**
2. 対象期間 **1月14日(木)から2月7日(日)まで 25日間**
3. 要請事項 **別紙「愛知県緊急事態措置 県民・事業者の皆様へのお願ひ」に協力をお願ひします。**

2021年 1月 13日

愛知県知事 大村 秀章

# 愛知県・緊急事態措置

## 県民・事業者の皆様へのお願い

### 全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食を伴うものを中心として、飲食につながる人の流れを制限する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を推進します。

### I. 県民の皆様へのお願い

#### ① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、徹底した外出自粛を要請します。
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。  
※生活に必要な場合の例  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごして下さい。

#### ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛を要請します。
- 特に、緊急事態宣言発令区域・首都圏1都4県、関西圏2府1県及び福岡県への不要不急の移動自粛を強く要請します。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

#### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用等基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵

守し、感染防止対策の徹底を要請します。

#### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 5人以上の大人数での会食・飲食は自粛をお願いします。会食・飲食する際は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用し、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量をお願いします。
- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別紙1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

## Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

#### ア 営業時間短縮の要請

- 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とします。

#### 【1月14日から1月17日までの間】

県内全域の「酒類を提供する飲食店等」に対し、5時から21時までの営業時間の短縮要請を継続します。

#### 【1月18日から2月7日までの間】

県内全域の「飲食店等」に対し、5時から20時までの営業時間の短縮を要請します。酒類の提供は11時から19時までとして下さい。

- 上記の要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行います。

## **イ 営業時間短縮の働きかけ**

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの営業時間の短縮に協力を依頼します。酒類の提供は11時から19時までとするよう依頼します。

## **ウ 業種別ガイドラインの遵守等**

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

## **⑥ テレワークの徹底等**

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の徹底をお願いします。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

## **⑦ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策**

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底して下さい。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知して下さい。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、会食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

## **⑧ イルミネーション等の早めの消灯**

- 事業者は、20時以降のネオンの消灯と、イルミネーションの早めの消灯に協力をお願いします。

## **Ⅲ. その他のお願い**

### **⑨ イベントの開催制限等**

#### **ア. 事業者におけるイベントの開催制限**

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3-1」の基準

に制限するよう要請します。

○なお、この制限は、「別表3-2」の1月18日以降の新規販売分に適用し、既存販売分には適用しません。

○あわせて、20時までの営業時間の短縮や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知をお願いします。

#### **イ. 参加者へのお願い**

○初詣の分散参拝や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

#### **⑩学校等での対応**

○学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。

### **IV. 県の取組**

○県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表4」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

○⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○緊急事態措置の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

# 別紙1

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	5時から20時までの 営業時間短縮、
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	11時から19時までの 酒類提供

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施設	依頼する内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%以下</li> </ul>
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。)	

別表3-1 イベントの開催制限

内容	人数制限 屋外・屋内 5,000人以下 屋内にあっては、収容定員の50%以内 屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 20時以降の営業時間短縮を協力依頼
----	--

※催物開催に当たっては、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *談話の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、食話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事も可。）
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表3-2 留意事項等

周知期間等	1月14日(水)から1月17日(日)までを周知期間として、1月18日(月)から適用する。
留意事項	○1月14日時点でチケット販売開始後の催物 (優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの) 1月14日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットの新規販売を停止すること。
	○1月14日時点でチケット販売開始前の催物 周知期間内に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットを超過するチケットの新規販売を停止すること。

別表4 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口			
名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
文化芸術課 愛知県文化芸術活動応援金事務局	052-954-7459	平日 午前9時～午後5時	愛知県文化芸術活動応援金に関すること
防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ	052-954-6143	平日 午前9時～午後5時	感染拡大予防対策指針及び緊急事態宣言・緊急事態措置

  

② 中小・小規模企業総合相談窓口				
名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)	
産業政策課	052-954-6300	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体	
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策	
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策	
産業人材育成支援センター	052-954-6717			
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体	
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)			
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)			
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)			
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498			
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)			
新城産業振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)			
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301			中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841			中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151			
三河窯業試験場	0566-41-0410			中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116			
食品工業技術センター	052-325-8091			中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871			中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
三河繊維技術センター	0533-59-7333			
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071			中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策	
総合相談窓口	0120-454-754			
西三河支店	0564-25-2430			
東三河支店	0532-57-5611			
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体	
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体	

  

③ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口			
名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

#### ④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

#### ⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/358449.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/358449.pdf</a>		

#### 受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
一宮保健所	0586-72-1699	平日 午前9時～午後5時30分	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

#### 夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-856-0315	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

#### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 夜間 オンコール(24時間)体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市
	052-856-0318	土・日・祝日 24時間体制	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	0565-31-1212	夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	

#### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

電話相談体制を整備した医療機関

稲沢市民病院	0587-32-2111	毎日 24時間体制	原則、稲沢市民を対象
くまい医院	0568-31-7525	平日 午後5時～午後10時 土、日、祝日 午前9時～午後10時	
はるひ呼吸器病院	070-1592-9384	土 午後1時～午後4時30分 日 午前9時30分～午後4時30分	
済衆館病院	0568-21-0811	毎日 午後5時～翌午前9時	
半田市立半田病院	0569-22-9945	毎日 午前8時30分～午後10時	
知多厚生病院	0569-82-0395	毎日 24時間体制	原則、南知多町、美浜町、武豊町の町民を対象
常滑市民病院	0569-36-1300	毎日 午前8時30分～午前11時30分	
公立西知多総合病院	0562-88-3300	平日 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
如來山内科・外科クリニック	050-5539-9482	土、日、祝日 午前9時～午後5時	

一般相談窓口

一宮保健所	0586-72-0321	平日 午前9時～午後5時	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-82-2196		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		大山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-28-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分		
東保健センター	052-934-1218			
北保健センター	052-917-6552			
西保健センター	052-523-4618			
中村保健センター	052-481-2295			
中保健センター	052-265-2262			
昭和保健センター	052-735-3964			
瑞穂保健センター	052-837-3264			
熱田保健センター	052-683-9683			
中川保健センター	052-363-4463			
港保健センター	052-651-6537			
南保健センター	052-614-2814			
守山保健センター	052-796-4623			
緑保健センター	052-891-3623			
名東保健センター	052-778-3114			
天白保健センター	052-807-3917			
豊橋市保健所	0532-39-9119		毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074		毎日 午前9時～午後5時	
豊田市保健所	0565-34-6052		平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	----------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

## 緊急事態措置を受けた県立学校の対応

### 1 学校運営の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象に加えられたことを踏まえ、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。

### 2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要がある。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底するよう指導を行う。

#### (1) 登下校

ア 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。

イ 感染者が急増している地域については、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者に働きかける。

ウ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、生徒本人は登校させない。

エ 授業後や部活動終了後には、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道はしないよう指導し、まっすぐ帰宅させる。

オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

#### (2) 時差通学

公共交通機関を利用する児童生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう時差通学の実施を積極的に検討する。

#### (3) 校内における感染対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温の低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。

#### (4) 教職員の感染対策

ア 教職員も常日頃から上記感染症対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や20時以降の不要不急の外出をしないよう周知徹底する。

### 3 教育活動上の対応

#### (1) 中止とする活動

ア 「感染対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事は中止又は延期する。

## (2) 学習活動

- ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。
- イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。
- ウ ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施する。
- ・ペア等を組む相手は固定する。
  - ・近距離で、対面にならない形で実施し、15分を目安に長時間にならないよう注意する。
  - ・マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。
- エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。
- オ 受験生等、配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- カ 感染が拡大していることへの不安により、保護者から学校を休ませたいと相談のあった生徒については、緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。
- キ 通学困難等の生徒に対し、オンライン学習支援の検討を進める。

## (3) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。
- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
- ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏などについては行わないようにする。
- エ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。
- オ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。

カ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、可能な限り換気をする。

#### **(4) 寮や寄宿舎における感染症対策の徹底**

寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。

#### **4 保護者との連携**

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠である。

そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、20 時以降の不要不急の外出は控えること及び各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。

## 地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染症対策【令和3年1月14日改訂】

本表は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」及び「令和3年1月8日付け、2教保第839号通知」に基づいて作成した。  
 本表にない事項については、各通知等を参照すること。

地域の感染レベル	学校の臨時休業	基本的な感染対策【県独自】	身体的距離の確保【県独自】	清掃・消毒	学習活動【県独自】	部活動【県独自】	同居家族【県独自】	その他
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請、若しくは同法第45条第2項に基づく要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」と「大声」の回避</li> <li>・こまめな手洗いの徹底</li> <li>・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用</li> <li>・咳エチケットを徹底</li> <li>・教室等の常時換気を実施</li> <li>・登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。</li> <li>・<u>昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。食事後は、速やかにマスクを着用させる。</u></li> <li>・寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。</li> <li>・<u>業後や部活動終了後には、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道はしないよう指導し、まっすぐ帰宅させる。</u></li> <li>・<u>公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学の実施を積極的に検討する。</u></li> <li>・<u>愛知県教育委員会は、地域の感染状況により、分散登校を実施する必要があると判断した場合、別途通知する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的距離の確保を優先する。</li> <li>・児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保する。</li> <li>・1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分にすることや、マスクを着用することなどを併せて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等)は、1日1回、家庭用洗剤等*を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。</li> <li>・これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。</li> <li>・清掃後は、必ず手洗いをさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染リスクの高い学習活動<sup>※1</sup>」</li> <li>・「特に感染リスクの高い学習活動<sup>※2</sup>」は行わない。</li> <li>・<u>ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施する。</u></li> <li>①<u>ペア等を組む相手は固定する。</u></li> <li>②<u>近距離で、対面にならない形で実施し、15分を目安に長時間にならないよう注意する。</u></li> <li>③<u>マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。</u></li> <li>・<u>体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。</u></li> <li>・<u>通学困難等の生徒に対し、オンライン学習支援の検討を進める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。</li> <li>・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。</li> <li>・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。</li> <li>・生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏など、感染リスクの高い活動は行わない。</li> <li>・<u>対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。</u></li> <li>・<u>公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。</u></li> <li>・<u>部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間でこなすこと。また、可能な限り換気をする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、本人は登校を控える。</li> <li>・<u>感染者が急増している地域については、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、登校を控えるよう保護者に働きかける。</u></li> <li>・<u>教職員についても、同様の対応をする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施する。)</li> <li>・<u>風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。)</u></li> <li>・「健康観察表」などを用いて、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。</li> <li>・<u>修学旅行等の宿泊を伴う行事は中止又は延期する。</u></li> <li>・<u>生徒のみの会食やカラオケはしないよう指導するとともに、20時以降の不要不急の外出は控えるよう特に指導する。教職員についても、同様の対応をする。</u></li> </ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」と「大声」の回避</li> <li>・こまめな手洗いの徹底</li> <li>・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用</li> <li>・咳エチケットを徹底</li> <li>・教室等の換気を実施</li> <li>・登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。</li> <li>・<u>食事中などマスクを着用できない場面では、対面にならない、会話を控えるなどの感染対策を行う。</u></li> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を確保する。</li> <li>・1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分にすることや、マスクを着用することなどを併せて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染収束局面(レベル3→2)</li> <li>・「感染リスクの高い学習活動」を感染対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。</li> <li>感染拡大局面(レベル1→2)</li> <li>【レベル2に変更後、概ね3週間】</li> <li>・「感染リスクの高い学習活動」</li> <li>・「特に感染リスクの高い学習活動」は、当面の間、行わない。</li> <li>【概ね3週間経過後】</li> <li>・「感染リスクの高い学習活動」を感染対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り感染症対策を行い、感染リスクの低い活動から実施し、感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する。</li> <li>・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。</li> <li>・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。</li> <li>・生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。</li> <li>・<u>対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討するとともに感染防止対策や熱中症予防を講じる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。</li> <li>・<u>教職員についても、同様の対応をする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施する。)</li> <li>・<u>風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。)</u></li> <li>・「健康観察表」などを用いて、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。</li> </ul>
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者の発生していない学校の臨時休業は、行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」と「大声」の回避</li> <li>・こまめな手洗いの徹底</li> <li>・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用</li> <li>・咳エチケットを徹底</li> <li>・教室等の換気を実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策を行った上で、通常どおり実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。</li> <li>・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。</li> <li>・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。</li> <li>・<u>対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに感染防止対策や熱中症予防を講じる。</u></li> </ul>		

校内で濃厚接触者の発生を可能な限り抑えるためには、昼食時や登下校も含め、新型コロナウイルス感染対策に努めるよう指導することが重要である。  
 濃厚接触とは、以下のとおりである。(厚生労働省Q&Aより)  
 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。  
 必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。  
 (中略)  
 なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。  
 そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

※1 感染リスクの高い学習活動  
 ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等  
 ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験、観察」  
 ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※2 特に感染リスクの高い学習活動  
 ・近距離で一斉に大きな声を話す活動  
 ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」  
 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」  
 ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2学振第2495号  
令和3年1月14日

各私立学校設置者 様  
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長  
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う私立学校の対応について (通知)

令和3年1月13日付けで、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に加えられ、知事から緊急事態措置が発出されました。

これに伴い、令和3年1月14日付けで愛知県教育委員会事務局長から各教育事務所長・支所長及び各県立学校長あてに、別添のとおり通知されましたので、「県立学校の対応」等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における本県の地域の感染レベルは、「レベル3」に引き上げられましたので、御承知ください。

担 当 県民生活部学事振興課  
私学振興室認可グループ  
電 話 052-954-6188  
FAX 052-971-9889  
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp